# 中和保健所結核だより

令和元年10月

平素より、保健所感染症対策の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成30年の奈良県の結核患者は156名であり、うち中和保健所管内は58名 (潜在性結核感染症を除く) が登録となりました。奈良県の平成29年の罹患率は12.7 (人口10万対)、平成30年は11.7と低下しましたが、中和保健所管内は平成29年は10.0、平成30年は10.2と増加しました。

さらなる罹患率の減少に向けて、今後も引き続き「徹底した患者支援」「二次感染の防止」等に取り組む 必要があると考えています。

令和元年度も「中和保健所結核だより」を作成しましたので、ぜひご一読下さい。なお「中和保健所 結核だより」では統合前の葛城保健所管内を「西部」、桜井保健所管内を「東部」としています。

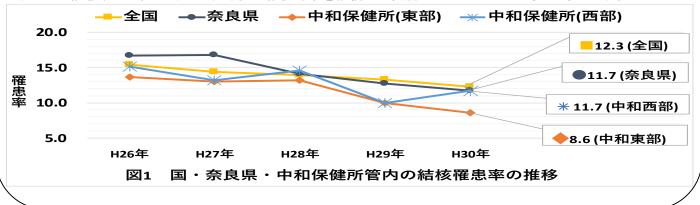
## (1) 中和保健所管内の結核の現状

#### 管内の結核罹患率は減少傾向にあるものの、H30年は前年より増加しました

管内の結核罹患率は、増減を繰り返しながらも年々緩やかに減少傾向を認めています。

奈良県全体の罹患率も11.7(人口10万対)で、全国の罹患率12.3と比べて低くなっています。

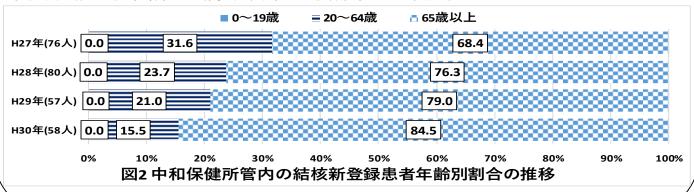
さらなる罹患率の減少に向けて、今後も結核対策を継続して実施していくことが重要と考えます。



### 平成30年、新たに発症した結核患者の多くが高齢者です!

平成30年の管内の高齢結核患者(65歳以上)の占める割合は約84.5%で多数を占めています。保健所では引き続き高齢者を中心とした支援を行っていきます。また20~64歳の働き盛り世代の割合は約15.5%と低くなっていますが、外国生まれ結核患者の増加も課題となっています。

医療機関におかれましては、高齢者に限らず、働き盛り世代へも結核を念頭においた診療(結核既往歴の 把握、定期的な胸部X線検査の推奨、喀痰検査(抗酸菌検査)の実施等)をお願いします。



## (2) 予防可能例

予防可能例とは、新規登録患者で菌陽性肺結核患者のうち、結核に関する既存の諸制度が十分活用され、予防のための方策が効率的かつ適切に行われていれば、新たな感染、発病(または再発)、あるいは重症化の予防が期待できたと考えられる事例です。予防可能例とされる要因は下記に分類されます。

〈要因〉

1 発見の大幅な遅れ:症状出現から診断まで3か月以上

受診の遅れ:症状出現から初診までおおよそ2か月以上 診断の遅れ:初診から診断までおおよそ1か月以上

2 **健診の長期未受診**:65歳以上で最近3年間胸部X線検査未受診

3 **定期健康診断事後管理の不徹底**:要精密検査あるいは要治療者の放置

4 接触者健診の不徹底:高感染性結核患者の濃厚接触者に対するQFT検査(またはツ反)の未実施、

QFT検査等によりLTBIと診断された者に対する治療の不徹底、健診時期の

遅れ等

5 予防可能例からの二次感染:発見の大幅に遅れた患者からの二次感染等

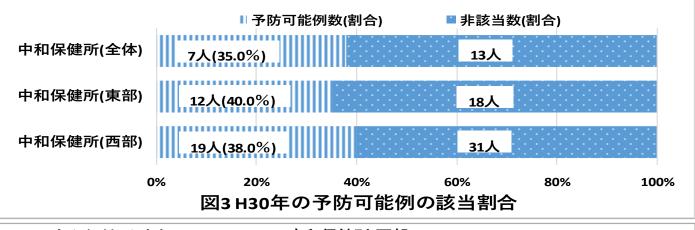
6 **その他**:治療拒否・中断者からの感染、院内・施設内感染、結核ハイリスク疾患(糖尿病、腎透

析、免疫抑制状態にある場合等)の放置、管理不良例からの発病等

#### 患者の早期発見・早期治療が必要です

平成30年の予防可能例割合を見ると、約4割が予防可能例に該当しています。要因別割合をみると、「<u>発見</u> <u>の大幅な遅れ」や「健診の長期未受診」</u>等の要因が多くなっています。胸部X線検査や喀痰検査(抗酸菌検 査)の実施が遅れることで、診断や治療が遅れた例も見られています。

医療機関におかれましては、高齢者の肺炎症状や長引く咳には、結核を疑った検査をお願いします。 また、抗結核薬服薬治療中は、治療評価確認のために喀痰検査の実施をお願いします。



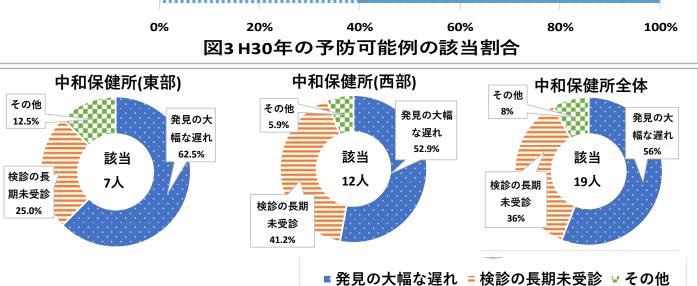


図4 H30年の結核患者の予防可能例要因別割合

#### 表1 平成30年 市町村別結核新登録患者数・罹患率

			活動性結核								(別掲)	罹患率 (10万
市町村		人口 H30.10.1	総数	肺結核活動性肺外結核								
				総数	N <sub>2</sub>	客痰塗沫陽 <sup>(</sup>	活動性	核感染症	対)			
					総数	初回治療	再治療	結核菌陽	その他	/白到江	治療中	71)
西部 (旧葛城)	大和高田市	62,489	4	4	2	2	0	2	0	0	2	6.4
	御所市	25,457	8	6	2	2	0	3	1	2	0	31.4
	香芝市	78,542	7	6	4	4	0	2	0	1	5	8.9
	葛城市	37,028	5	5	4	4	0	1	0	0	4	13.5
	上牧町	21,484	4	4	1	1	0	2	1	0	2	18.6
	王寺町	23,733	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4.2
	広陵町	33,606	4	2	2	2	0	0	0	2	3	11.9
	河合町	17,369	2	1	0	0	0	1	0	1	1	11.5
	合計	299,708	35	28	15	15	0	11	2	7	17	11.7
東部 (旧桜井)	橿原市	122,422	10	10	4	4	0	4	2	0	4	8.2
	桜井市	55,572	7	6	4	4	0	2	0	1	1	12.6
	宇陀市	29,236	3	3	2	2	0	1	0	0	1	10.3
	川西町	8,424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	三宅町	6,726	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	田原本町	31,142	1	1	0	0	0	1	0	0	2	3.2
	曽爾村	1,431	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	御杖村	1,578	1	0	0	0	0	0	0	1	0	63.4
	高取町	6,882	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	明日香村	5,339	1	1	1	1	0	0	0	0	0	18.7
	合計	268,752	23	21	11	11	0	8	2	2	8	8.6
計		568,460	58	49	26	26	0	19	4	9	25	10.2

表2 平成30年 市町村別結核年齢階級別新登録患者数

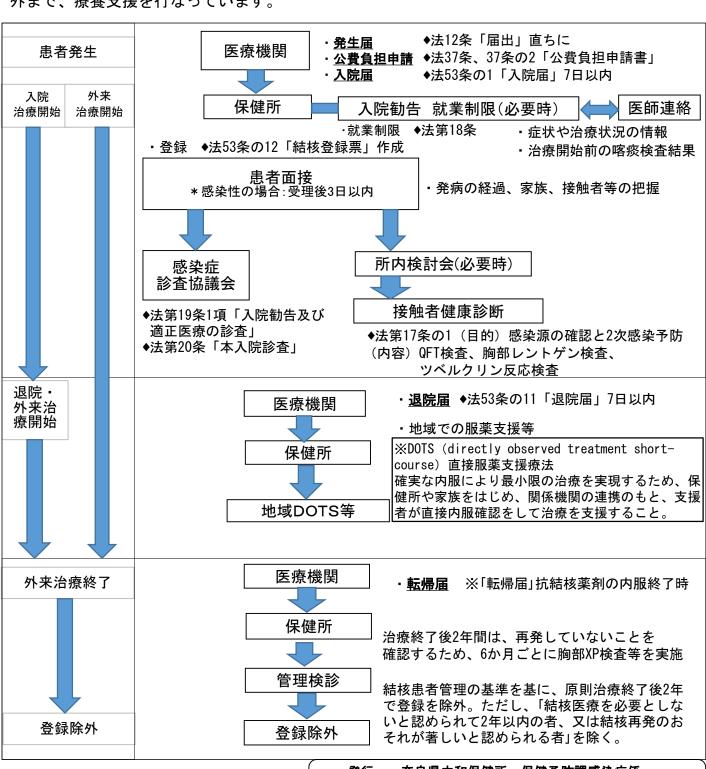
市町村			10~19歳			40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	計
西部 (旧葛城)	大和高田市	0	0	0	0	1	0	0	0	3	4
	御所市	0	0	1	1	0	0	0	3	3	8
	香芝市	0	0	0	0	0	1	1	1	4	7
	葛城市	0	0	0	0	0	0	1	2	2	5
	上牧町	0	0	1	0	0	0	0	2	1	4
	王寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	広陵町	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4
	河合町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	合計	0	0	2	1	1	1	3	10	17	35
東部 (旧桜井)	橿原市	0	0	2	0	0	0	1	2	5	10
	桜井市	0	0	0	0	0	0	0	2	5	7
	宇陀市	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3
	川西町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三宅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田原本町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	曽爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	高取町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	明日香村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	合計	0	0	2	0	0	1	2	4	14	23
計		0	0	4	1	1	2	5	14	31	58

## (3)届け出について

結核患者を診断した医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第12条 第1項に基づき、結核発生届を<u>「**直ちに」</u>管轄の保健所長を経由して、都道府県知事に届け出な ければなりません。同様に<u>「<b>潜在性結核感染症」の場合も「結核発生届」が必要**です。</u></u>

(届出基準・発生届は厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。)

以下の図にあるように保健所は、結核発生届の受理後、早期に患者と面接し、届出日から登録除外まで、療養支援を行なっています。



発行: 奈良県中和保健所 保健予防課感染症係 〒634-8507 橿原市常盤町605-5 TEL 0744-48-3037 (直通)